

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年十二月十五日から令和三年四月
十五日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出
してください。

令和二年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンタウンプラザすずらん館

所在地 奈良市右京一丁目三番地の四

二 変更のあつた事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 関西文化学術研究都市センター株式会社

住所 奈良市右京一丁目三番地の四

代表者 稲垣 満宏

（変更後）名称 関西文化学術研究都市センター株式会社

住所 奈良市右京一丁目二番地

代表者 稲垣 満宏

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別表1（変更前）のとおり

（変更後）届出書別表2（変更後）のとおり

三 変更年月日

二の1 令和二年九月二十三日

二の2 令和二年十一月九日

四 届出年月日

令和二年十二月一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで